



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

940 保安林予定森林	(森林整備課)	1
941〃	(〃)	1
942 道路の区域変更	(道路保全課)	2
943 道路の供用開始	(〃)	2

告 示

和歌山県告示第940号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年10月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字二澤字上二澤271の6、272の2、279の3

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第941号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年10月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町防己字峯ノ平483の5、字重屋向イ506の1、字登リ郷518の1、518の9、518の17、520、521の1、522の1、522の3、字足谷525の1、525の7、530、530の1、530の2、字六郎谷583、583の1、字尺連谷601、602、大鎌字堀626、字山畠628、字伏起平632、636の2、字洞郷670の2、670の3、671、字洞平679、字源太谷680、681の1、682

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第942号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年10月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊由良線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡日高町大字阿尾字藤崎1050番3地先から同町大字阿尾字洲野646番地先まで	旧	5.00 + 16.20	391.30	
同上	新	8.70 + 29.30	390.40	

和歌山県告示第943号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年10月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡日高町大字阿尾字藤崎1050番3地先から同町大字阿尾字洲野646番地先まで

供用開始の期日 令和6年10月22日